

令和4年3月7日

各サークル代表者様

学生支援部長

サークル活動等の注意事項について（改訂第11版）

サークル活動等の再開に当たっては、学生の新型コロナウイルス感染防止を図るため、次の事項を遵守してください。

また、サークル代表は注意事項を部員全員と共有するとともに、各人が意識して行動できるよう取り組んでください。今後、再度内容の見直しを行った場合には、メール・学内掲示等でお知らせします。

次の項目を逸脱したサークルが確認された場合は、当該サークルの活動を停止させることがあります。

① 活動時間は20時までとし、学内で2時間以内の活動のみを可能とする。

活動時は、競技中を除き常にマスク（可能な限り不織布マスク）を着用（試合時のミーティング等を含む）すること。

※活動終了後は早急に学外に退出すること。

なお、本学学生以外の参加及びまん延防止等重点措置の適用地域（以下「重点措置地域という」）から県内へ移動して7日間経過していない学生の参加は認めない。

② 活動停止期間の長期化により、各人の体力・運動能力が落ちていることを踏まえ、けが防止のため、無理のない活動を心がけること。

③ 密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わないこと。

④ 学外者が集まるようなサークル等主催のイベントの開催（オンラインを除く）は禁止する。なお、学内者向けのイベントを開催する場合には、事前に大学の許可を受け、実施にあたっては、来場者の把握や座席指定、マスク着用、手指消毒を行うなど、感染防止対策を徹底すること。

⑤ 活動開始前、休憩時、終了後に必ず手指の洗浄や消毒、うがいを行うこと。

⑥ 健康管理チャットサービス「N-CHAT」による体調管理を行うとともに、発熱など風邪の症状や体調不良を訴えた学生については、見学も含め活動に参加させないこと。また、直ちに保健室に連絡すること。

・ 37.5℃以上の発熱、又は、平熱より1℃以上高い場合

・ 風邪症状（咳、呼吸困難、関節筋肉痛、倦怠感、咽頭痛、下痢など）

・ 味覚障害（味がしない）、嗅覚障害（においがしない）など

- ⑦ 部員に新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者が生じた場合は、直ちに活動を停止し、周囲との接触を控えるとともに、保健室に連絡すること。
- ⑧ クラブハウスや体育館、武道場等の屋内の施設を利用する場合は、窓を広く開けるなど可能な限り常時換気に努め、困難な場合にはこまめな換気（30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開にする）を徹底するとともに、三密を避けるため身体的距離を確保すること。
- ⑨ クラブハウスや更衣室の使用については、短時間の利用とし、一度に多数の学生が着替えることがないように注意すること。活動終了後はできるだけ早急に学外に退出すること。
- ⑩ 使用した教室や更衣室、クラブハウス等の備品等については、部員の安全を守るため、各サークルの責任において除菌ティッシュ等で消毒すること。
- ⑪ 用具等については、不用意に使いまわしをしないととも、こまめに消毒すること。
- ⑫ 給水用のボトルやコップ、タオルなどは共用しないこと。飲んだ後のペットボトルは各自で処分すること。